

〈令和7年度 小美玉市放課後児童クラブ申請に関する注意事項について〉

① 募集期間

◎利用区分「長期のみ」のご利用について

- ・「学年始春休み・夏休み」のみの募集を同時に行います。
- ・「冬休み・学年末春休み」のみを利用する場合は、令和7年10月下旬～11月中旬頃の募集期間にお申込み下さい。

(注)「学年始春休み・夏休み」、「冬休み・学年末春休み」をすべて利用する場合は、計2回の申し込みが必要となります。

- ・「長期のみ」の「冬休み」、「学年末春休み」、「臨時」は定員に空きがある場合のみ募集いたします。

利用区分	利用期間		募集期間
通常	1年を通して利用	4月から利用	令和7年1月10日(金)～31日(金)
		年度途中から利用	利用前月15日までに提出→利用月1日から利用可 利用前月末日までに提出→利用月16日から利用可
長期	学年始春休み		令和7年1月10日(金)～31日(金)
	夏休み		令和7年1月10日(金)～31日(金)
	冬休み・学年末春休み		令和7年10月下旬～11月中旬頃
臨時	病気等の理由による一時的な利用 (2の②③④該当者)		ご利用希望の際は、こども課までご相談ください。

②「児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」

- ・1世帯につき1枚提出が必要です。

③保護者負担金の減免

- ・希望される場合は必ず年度毎に申請してください。

④児童の学年について

- ・入会申請書の児童の学年は、「令和7年4月1日現在」の学年をご記入ください。

⑤「確定申告書」と「市・県民税申告書」について

【対象者：父母及び同居（敷地内同居も含む）の65歳未満の祖父母等が自営業・農業に従事している方】

自営業・農業に従事している方が提出する

- ・令和6年分の「確定申告書」の写し または
- ・令和7年度分の「市・県民税申告書」の写し

は、令和7年1月時点では入手できない書類ですので、確定申告終了後にご提出下さい。児童クラブ申請期間終了後のご提出で問題ございません。また、これにより入会の優先順位が変わることはございません。

ご不明な点につきましては、お手数でも下記までお問い合わせください。

お問合せ先

小美玉市福祉部こども課 育成係

電話 0299-48-1111 内線 3242・3247